

(報道資料)

平成29年10月25日
NHK広報局

職員の懲戒処分について

本日、職員の懲戒処分を決めました。

1. 事案の概要 被処分者は、ことし8月、沖縄県南城市の宿泊施設で女性用シャワー室に侵入し、盗撮目的でビデオカメラを設置したとして、9月2日に沖縄県迷惑防止条例違反などの疑いで逮捕され、その後釈放されました。協会の社会的信用を大きく損なった責任は重いと判断しました。
2. 処分決定日 平成29年10月25日（発令は11月1日の予定）
3. 被処分者 沖縄放送局技術部 職員（男性・30代）
4. 処分内容 諭旨免職

【NHKコメント】

関係者や視聴者の皆さまに、深くお詫びいたします。職員への指導を徹底してまいります。